

公益財団法人 富士吉田スポーツ協会感謝状贈呈規程

第1条 この規程は、公益財団法人 富士吉田スポーツ協会に貢献し、スポーツの振興に寄与した顕著なものに対し感謝状を贈呈するためのものである。

第2条の1 次の各号のいずれかに該当する場合、感謝状贈呈の対象となり、会長がこれを行う。

- (1) 2年以上在職して任期満了または退職等となった、評議員、理事（正副会長含）、監事、専門部委員（以下役員等という）。
- (2) 20年以上在職して退職した、事務局職員。
- (3) 当協会施設の改善等に尽力された個人及び法人。
- (4) 年間30万円以上寄付した個人、法人等。

第2条の2 第2条の1に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する者については、対象外とする。

- (1) 評議員会、理事会、専門部会にすべて欠席した者。
- (2) 引きつづき役員等へ就任した者。
- (3) 過去に感謝状を受賞している者。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

令和2年4月1日一部改正